

一 般 質 問 通 告 書

令和 8 年 6 月 2 日

高島市議会議長 河越 安実治 様

高島市議会議員 14 番 是永 宙

次の事項について質問いたしたいので通告します。

※質問項目（番号）が 2 以上ある場合は、次のどちらかに○をつけてください。

- ・質問番号 1 の用紙にだけご記入ください。
- ・質問が一つだけの場合は必然的に 1 となりますので、記入は不要です。

初問は { ①. 全項目一括質問一括答弁
2. 項目ごとに一括質問一括答弁

(質問番号 1)	聴覚に障がいのある方の情報保障と手話通訳体制の充実に 発 言 事 項 について
要 旨 (項目だけでなく、質問の趣旨が理解できるように記入してください。)	
<p>聴覚に障がいのある方にとって、手話は単なるコミュニケーション手段ではなく、生活や人格形成を支える「言語」です。2011年に改正された障害者基本法では手話が言語として位置づけられ、その後、全国各地で手話言語条例の制定が進められてきました。また、障害者権利条約や障害者差別解消法の理念に基づけば、障がいのある人が必要な情報を得て、自ら意思を伝え、行政サービスや医療、福祉等を等しく利用できることは重要な権利保障の一つであります。</p> <p>しかし現実には、市役所窓口や医療機関等において、「十分に意思疎通ができなかった」「必要な説明を理解できなかった」といった声も聞かれます。また、その権利保障を支える手話通訳者についても、全国的に担い手不足や高齢化が課題となっています。</p>	

高島市においても、聴覚に障がいのある方が安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、情報保障とコミュニケーションの権利を確保するための手話通訳体制の充実が必要であると考え、以下質問いたします。

問1 高島市における手話通訳体制について

① 市役所窓口において、聴覚に障がいのある方が来庁された際はどのような対応を行っていますか。また、手話通訳者が不在の場合はどのような意思疎通支援を行っていますか。

また当事者からは、「文字だけの筆談では細かなニュアンスや不安な気持ちが伝わりにくい」「職員が筆談に慣れておらず、窓口で時間がかかることがある」といった声も聞いています。情報保障とコミュニケーションの権利を確保するためには、手話による対話を基本とした窓口対応が必要と考えますが、市の見解を問います。

② 災害時や緊急時において、聴覚に障がいのある方への情報伝達や情報保障はどのように行われているのか問います。

③ 現在、高島市内には手話通訳者がどの程度おられるのか。また、手話通訳者の活動状況や人材確保についてどのような課題認識を持っているのか問います。

問2 ICT・遠隔手話通訳の活用について

① タブレット端末等を活用した遠隔手話通訳サービスについて、現在の導入状況を問います。

② タブレット等を活用した遠隔手話通訳について、対面による手話通訳と比較した場合の効果と課題をどのように認識しているのか、市の見解を問います。

問3 手話通訳者の養成と支援について

① 聴覚に障がいのある方の情報保障とコミュニケーションの権利を将来にわたり確保していくため、「たかしま障がい者プラン」では手話通訳者等の養成・確保を図るとされています。これまでどのような取組を行い、その成果と課題をどのように認識しているのか問います。

② 若い世代の担い手確保のため、学校教育や社会教育の中で手話に触れる機会を増やし、共生社会への理解を深めていくことが重要であると考えますが、市の見解を問います。

③ 手話通訳者が増えない要因の一つとして、高度な専門性が求められる一方で、処遇が十分とは言えない現状があると考えます。特に登録通訳者等の処遇については改善の余地があるとの声もあります。情報保障を支える専門職として、その技術や役割に見合った適正な処遇が必要と考えますが、市の見解を問います。